

第 67 号

関西広域連合規約の一部変更に関する協議について

関西広域連合規約の一部を次のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議する。

平成 28 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合規約の一部を改正する規約

関西広域連合規約（平成22年12月1日総行市第250号総務大臣許可）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号を次のように改める。

(1) 広域（2以上の構成府県の区域にまたがる区域をいう。以下同じ。）にわたる次に掲げる計画の策定及び実施に関する事務

ア 防災、観光、文化及びスポーツの振興、産業の振興、医療の確保、環境の保全等に関する計画

イ まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条第1項に規定する計画

ウ 広域連合の区域内における地域の振興に関する計画（第6条に規定する広域計画を除く。）

第4条第2項中「同項第1号」を「同項第1号ア」に改める。

別表企画調整費の部中「第4条第1項第9号」を「第4条第1項第1号イ及びウ並びに第9号」に改め、同表事業費の部第4条第1項第1号に規定する事務に係る経費の項中「第4条第1項第1号」を「第4条第1項第1号ア」に改める。

附 則

この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

提案理由

地方自治法第291条の3第1項の規定により、関西広域連合の規約の一部を変更するに当たり、同法第291条の11の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。